



特集:ヤングケアラー ～子どもが子どもでいられるために～

ともだちっていいな

ともだちっていいな
いっしょにいますと

やる気が出るよ

ともだちっていいな

やさしくしてくれると

やさしくできると

ともだちっていいな

けんかをしても

すぐになおることができるよ

ともだちっていいな

たすけると

ありがとうっていわれるよ

ともだちがよろこぶと
ぼくもうれしくなるよ
ありがとう

滋賀大学教育学部附属小学校 1年(当時)

秋山 瑞己さん

第45回(令和3年度)

「わたしと人権」詩の部 特選作品



膳所小学校 3年(当時)

田中 碧さん

第45回(令和3年度)

「わたしと人権」ポスターの部
特選作品

田上中学校 3年(当時)

井上 育さん

第45回(令和3年度)

「わたしと人権」ポスターの部
特選作品



★きみのいろ みんなとちがって いいんだよ

★気付いてね あなたの言葉の その重み

★つかれたら 休んでいいよ ゆっくりね

★助け合い 小さな事から 自分から

★世界中の みんながもつべき 幸せ切符

田上小学校 1年(当時) 横山 麗さん

坂本小学校 4年(当時) 砂田 蕾さん

瀬田南小学校 5年(当時) 木下 世愛さん

志賀中学校 1年(当時) 橋本 りほさん

唐崎中学校 2年(当時) 植野 楓さん

第45回(令和3年度)「わたしと人権」標語の部 特選作品

ヤングケアラー〜子どもが子どもでいられるまちに〜

皆さんは「子どもや若者を取り巻く人権課題」と聞いてどのようなことを想像されるでしょうか。

主なものとして、児童虐待やいじめ、貧困などが挙げられるかと思っています。

また、これらの人権課題だけでなく、家族や友人との関係、発達障害など様々な要因による生きづらさ、自分の居場所の喪失、社会的な孤立など、多種多様な課題が複雑に絡み合っている側面もあります。

今号では、子どもをはじめとした若年層を取り巻く様々な人権課題の中で、最近見聞きすることが増えてきたヤングケアラーと言われる子どもたちについて、地域で子どもや若者の居場所づくりや支援に取り組まれている特定非営利活動法人「子どもソーシャルワークセンター」の幸重忠孝さんに「ヤングケアラー〜子どもが子どもでいられるまちに〜」というテーマで寄稿いただきました。この課題を社会全体の問題として皆さんに考えていただく機会となりましたら幸いです。



はじめに

昨年の夏休み、この大津市内で悲しい事件が起こりました。不在がちな母親の代わりに家のことを任せられ、妹の面倒を見ていたヤン

グケアラーであった十七歳の兄が、小学校一年生の妹に暴力をふるった結果、妹が亡くなってしまったという痛ましい事件でした。この事件を受けて、大津市内で子どもに関わるソーシャルワーカーの一人として、何か出来なかったのだろうかと考え、現在、ヤングケアラーである子どもたちと出会うためのアウトリーチ活動を展開しています。こうして出会った子どもたちにとって一番効果的であるのは、家庭的な規模で行われるケア型の子どもの居場所づくりであり、その居場所を大津市内に広めていくことに取り組んでいます。

ヤングケアラーとは

ヤングケアラーについては、法令上の定義はありませんが、一般に、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」とされています。国の実態調査によるとクラスに一人から二人はいることがわかっています。滋賀県でも昨年度、県内の学校を対象に実態調査が行われましたが、国の実態調査とはかけ離れており、クラスに数人どころか学校内にヤングケアラーがいないと回答した小学校が全体の55%であり過半数を超えているという驚くべき結果となりました。もちろん全国に比べて滋賀県が飛び抜けてヤングケアラーが少ないということを表しているわけではありません。重要なことは、子どもにとっては家族の次に身

近な存在といえる学校の先生に気づいてもらっていない可能性があるということであり、これは学校教育だけでなく社会全体で捉えるべき課題であると考えています。

ヤングケアラーの子どもたちとつながる

私が大津市内でケア型の子どもの居場所として、家庭や学校にしないで抱えている子ども・若者を受けいれている「こどもソーシャルワークセンター」という施設があります。

ここに来ている子どもたちをみても、その多くがヤングケアラーと呼ばれる子ども・若者たちです。自身がヤングケアラーであると自覚している子ども・若者は、年齢が高まるほど増えていきますが、小学生や中学生はまず自覚していないのが現実です。つまり、ヤングケアラーの子どもたちに相談窓口を紹介しても、そこに相談することはまずないと考えられます。そこで「こどもソーシャルワークセンター」では、大人の方から子どもたちに出会うというアウトリーチ型の手法を使ってヤングケアラーとつながろうとしています。出会うといってもまちに出て探すのではなく、インターネット上で困りごとをつぶやいている子どもたちに声をかける「ネットアウトリーチ」です。そして、声をかけるのは同じヤングケアラーとして大人になった若者ケアラーたちです。こうしてアウトリーチで子どもたちとつながるだけでなく、さらに大事なことは子どもたちが困り感を抱いてい



る家庭を離れ、安全安心な居場所です。子どもらしく過ごせることであると考えています。この居場所が大津市内には全く足りていないと感じています。

子どもたちを救えない言葉

ヤングケアラーについては、「私の子どもの頃は当たり前だった」「親がしっかりしろ」という声を耳にすることがあります。しかし、よく考えていただきたいと思います。今、苦しんでいる子どもにそのような言葉をかけて子どもが元気になるのでしょうか。昨年起こった悲しい事件を繰り返さないためにも、子どもたちが元気になれる言葉をかけられる大人や、子どもが子どもらしく過ごせる場所が増える大津市でありたいと考えています。

プロフィール



幸重 忠孝(ゆきしげただか)

NPO 法人

こどもソーシャルワークセンター 理事長
社会福祉士

1973年生まれ。岡山県出身。大津市在住。

花園大学大学院社会福祉学研究所修士課程修了。大学卒業後、児童養護施設職員を経て、大学教員となり、その後スクールソーシャルワーカーとして滋賀県内の小中学校で勤務。2012年に幸重社会福祉士事務所(現在のこどもソーシャルワークセンター)を設立。常に現場の中に入り、子どもたちの声から新たな取り組みを生み出しており、この夏から滋賀県の補助を受け、ヤングケアラー支援事業を開始。主な著書『まちの子どもソーシャルワーク』(かもがわ出版)。



先日読んだある本の中で、「動的平衡」（どうてきへいこう）という言葉に出会いました。

ある生物学者の方が発見された生命に対する考え方なのですが、簡単に言うと、「人の細胞は常に入れ替わっている。しかし、合成と分解が同じ速度で

進んでいるため、表面上は変化が起きていないように見える。」ということを示すようです。実際に、人は生まれた時から死ぬ時までずっと同じ細胞ではなく、1年も経てばすべての細胞が入れ替わってしまうようです。

私はこの本を読んだ時、自身の中の凝り固まった考えや物事に対する捉え方がずるりと体の外へ流れ出していく感覚がありました。

人は色々な悩みを抱えて生きています。「どうして自分はいつもこんなんだ。」とか、「本当の自分はこうじゃないはずだ。」といったように、自分自身と葛藤することは誰しもあることと思います。

また、過去の成功体験を糧に力が湧くこともあれば、成功体験が乏しいと、「自分なんかじゃ出来ない。」と決めつけてしまうこともあります。

これは、「過去」と「今」のそれぞれの自分を同一視しているからこそ起こることで、様々な場面で人の内面に大きく影響していると感じます。

人はそれぞれ「今」まで生きてきた人生の歴史があります。しかし、その歴史の影響を受けるあまり、自身で培ってきた価値観や体験だけで物事を決めつけてしまうことが多くあるのではないかと考えます。

「動的平衡」という言葉を初めて聞いた方も多くいらっしやるかと思います。自身のことや他人のことに関して決めつけることをせず、これまでの考え方、固定観念を別の視点から見つめなおすことで、互いの人権を尊重し、認め合う気持ちを再認識することができるのではないでしょうか。

あとがき

今号で特集しましたヤングケアラーの問題については、当事者が自身の置かれている深刻な状況に気づくことができない、しんどさを感じていても我慢している、周りの大人も気づきにくいといった側面があるかと思えます。このような側面は他の人権課題にも当てはまるところがあり、社会全体の問題として捉えていくことが大切です。

また、昨今人々を取り巻く人権課題は非常に多様化、複雑化しており、その解決に向けた第一歩として、「一人一人が現状を正しく知ることが大切ではないでしょうか。」

子どもたちを含め、皆さんが自分らしく過ごすことができる社会に少しずつ近づいていくことを願っています。

ご意見やご感想は
〒520-0047 (天津市浜天津四丁目1-1 明日都浜天津1階)
大津市政策調整部 人権・男女共同参画課
(☎) 528-2791 (まで)

第54回

「人権を考える大津市民のつどい」について

大津市では「人権を考える大津市民のつどい」が半世紀を越えて取り組まれ、毎年多くの方にご参加いただけてきました。

「夏の集会」は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、各学区・ブロックで開催方法等について検討していただきました。

「秋の集会」につきましては、「広報おおつ9月1日号」にて概要をお知らせさせていただく予定となっております。

今後も「人権尊重を基盤とした個性と魅力あふれるまちづくり」の実現に向けて、人権の大切さをともに学び、高め合う素晴らしい機会となるよう、取り組んでいきたいと考えています。

※「つどい」についてのお問い合わせ及び日時や会場等の詳細につきましては、**人権を考える大津市民のつどい事務局（生涯学習課内）** ☎528-2635へご連絡いただくか、「広報おおつ」または大津市ホームページをご覧ください。

人権に関する相談窓口のご案内

大津市、大津地方務局では皆さんからの人権に関わる相談窓口を設けています。いじめ、体罰、暴行や虐待、差別、インターネットによる誹謗中傷、モラル・ハラスメントなどによる悩み事がありましたらご相談ください。秘密は厳守します。費用は無料です。

お電話による人権相談窓口

「みんなの人権110番」

※大津地方務局に繋がります。法務局職員または人権擁護委員が対応します。

電話番号：0570-003-110

受付日時：平日8時30分から17時15分まで

「子どもの人権110番」

※大津地方務局に繋がります。法務局職員または人権擁護委員が対応します。

電話番号：0120-007-110

受付日時：平日8時30分から17時15分まで

「人権擁護委員による相談」

※大津市 人権・男女共同参画課に繋がります。人権擁護委員が対応します。

電話番号：077-528-2791

受付日時：第1火曜日（祝日、年始を除く）
13時から15時30分まで

面談による人権相談窓口

「人権擁護委員による相談」

受付日時：

第3火曜日（祝日を除く）13時から15時30分まで

第5火曜日（祝日を除く）10時から11時30分まで

相談場所：大津市浜天津四丁目1番1号 明日都浜天津1階

大津市 人権・男女共同参画課 相談室

お問い合わせ：077-528-2791 (大津市 人権・男女共同参画課)

★人権擁護委員とは…

人権擁護委員はその職務について法務大臣から委嘱された方々で、人権啓発活動や人権相談などを通じて地域で様々な人権擁護活動に取り組んでおられます。



人権イメージキャラクター
人KENまもる君 人KENあゆみちゃん